第明三治十種郵便物認可
三十五年三月三十一日

平成２３年（フ）第８３５６号
東京都福生市大字熊川338－１－205
債務者　知名　秀吉
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３５７号
東京都練馬区西大泉３丁目27―33―201
債務者　村田　辰哉
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３６６号
東京都練馬区豊玉北２－６―18―207　松下方、住民票上の住所東京都東久留米市浅間町１丁目４―10　飯沼方
債務者　菅野　明美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１９号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目38番地の２　コーポ岩崎荘103
債務者　安田むつ子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5379番地
債務者　柳澤奈保子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第２０１号
北海道旭川市川端町４条７丁目１番19号　花菱ハイツ102号室
債務者　山本裕次郎
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０７号
北海道旭川市東光１条３丁目３番19号　永大グリーンハイツ東光１・３―205号
債務者　森山　雅子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７号
栃木県那須塩原市埼玉３番地122　那須コテージ205号
債務者　室井　　浩
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１５４７号
横浜市磯子区滝頭３丁目３番20号　末広ハウス402号
債務者　徳田　俊忠
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５号
北海道厚岸郡厚岸町宮園２丁目96番地
債務者　山本真由佳
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１４２号
釧路市芦野５丁目７番11号　エスコート芦野210号室
債務者　西河　利彦
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１４３号
北海道釧路郡釧路町別保10丁目24番地５
債務者　長山真理子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１４８号
釧路市鳥取北６丁目４番19号
債務者　斉藤　波子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１４９号
釧路市春採４丁目11番114号
債務者　伊藤　貞康
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１５０号
釧路市春採４丁目11番114号
債務者　伊藤　春子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所